

さいたまトリエンナーレ2016
開催報告書について

さいたまトリエンナーレ2016開催報告書を別添1のとおりとすることに承認を求めます。

さいたまトリエンナーレ実行委員会
平成28年度収入支出決算について

平成28年度収入支出決算について、承認を求めます。

【収入の部】

(単位：円)

区 分	予算額 (A)	収入額 (B)	過不足額 (B)-(A)	説 明
さいたま市負担金	535,565,000	535,565,000	0	
事業収入	7,500,000	2,630,064	△4,869,936	
協賛・助成金	26,000,000	22,393,000	△3,607,000	
その他雑入	—	131,519	131,519	○受取利息など
合 計	569,065,000	560,719,583	△8,345,417	

【支出の部】

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	不用額	説 明
委員会運営費	171,000	55,994	115,006	○実行委員会開催経費
事業企画費	508,423,000	461,940,041	46,482,959	○アートプロジェクトの制作・展示設営等 ○会場運営・交通対策費等 ○サポーター活動運営等 ○法人税(国税・市民・県民・事業税)等
広報関係費	57,000,000	56,905,840	94,160	○広報業務委託費(パブリシティ、ホームページ管理運営、広報制作物など)等
事務局運営費	3,471,000	3,385,604	85,396	○通信費、消耗品費などの運営費
合 計	569,065,000	522,287,479	46,777,521	

収入支出差額	収入総額	支出総額	38,432,104 円
	560,719,583 円	522,287,479 円	

◆収入支出差額 38,432,104 円については、さいたま市に返還しました。

会計及び業務監査

実行委員会事務局において、以下のとおり会計及び業務監査を受けました。

①日 時：平成29年5月24日（水） 10:00～12:00

場 所：ときわ会館 5階小ホール（さいたま市浦和区常盤6-4-21）

監査人：さいたまトリエンナーレ実行委員会 監事

関東信越税理士会浦和支部理事 税理士 橋本真一

(写)

さいたまトリエンナーレ実行委員会
平成28年度監査報告書

平成29年5月24日

さいたまトリエンナーレ実行委員会
会長 清水 勇人 様

監 事

橋本真一

さいたまトリエンナーレ実行委員会規約第7条に基づき、下記のとおり実行委員会の会計及び業務監査を実施したので報告します。

記

1 会計監査

平成28年度出納その他の会計事務について、関係書類を監査した結果、収入支出とも適正かつ確実に処理されていることを確認しました。

2 業務監査

平成28年度さいたまトリエンナーレ開催事業に係る契約事務の関係書類について、手続き及び契約内容等を確認した結果、別紙のとおり、適正に処理されていることを確認しました。

第1 業務監査の対象

平成28年度さいたまトリエンナーレ開催事業に係る契約事務について

第2 業務監査の方法

監査に当たっては、監査に付された平成28年度さいたまトリエンナーレ開催事業に係る契約事務が関係法令に準拠して契約されているか及び関係法令に沿って適正かつ効率的に履行されているかに主眼を置き、契約書等を参考とするとともに、実行委員会事務局職員から説明を聴取し、その適否について監査した。

第3 業務監査の結果

1 契約事務について

(1) 契約手続き

① 事務局規程及び市の財務に関する規程等の遵守

実行委員会規約に基づき、事務局の組織及び運営に関し、「事務局規程」が定められている。職員、職務、服務、専決事項、文書処理、財務会計などは、さいたま市の規程等の例により概ね適正に処理されていた。

業者選定、契約審査委員会、執行伺、契約伺等契約手続き・手順は、事務局規程等に基づき概ね適正に事務処理されているものと認められた。

② 業者選定及び契約審査手続き

業者選定及び契約審査については、それぞれ設置要綱に基づき、事務局長が委員長となり選定及び審査が行われ概ね適正に処理されているものと認められた。

(2) 業者の選定方法

① 随意契約

業務の性質上、選定した業者以外の第三者に請負させることが困難であり、ほかに遂行できる団体はないことなどの理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に準じて随意契約としており、問題は無いものと認められた。

② 公募型企画提案方式

事務局規程及びさいたま市の例により、事業者選定委員会において審査を行った結果、基準点以上の得点を得て、最優秀提案事業者とされた業者と契約締結しており、問題は無いものと認められた。

(3) 受託者との意思疎通

① 受託業者への委託業務内容の周知

前回の監査で説明が不十分であったと指摘した一部の業務委託契約を除き、仕様書等の記載内容について概ね適正に周知されており、問題は無いものと認められた。

2 契約の履行状況について

(1) 契約書、契約約款及び仕様書等の内容の遵守

① 契約書内容等の履行状況を確認する体制

履行中の委託業務の内容の調査等については、約款に定められているところであり、調査の実施については、委託者と受託者による日々の打合せ等の中で行われているものと認められた。

(2) 委託業務と事務局職員の業務範囲

① 委託している範囲で職員が行っていた業務はないか

前回の監査で委託者と受託者の業務範囲が明瞭でないと指摘した一部の業務を除き、時間外勤務命令書に記載された用務内容にも問題は認められず、概ね適正に委託業務の範囲が定められているものと確認された。

② 職員の時間外勤務に対する管理

市議会からの指摘を受けて職員数を増加するとともに、職員の時間外勤務を午後8時までとした10月以降については、職員の時間外勤務時間については改善が図られ、適正に管理されているものと認められた。

③ 書面による協議等

業務委託契約において、契約内容を変更した事例があったが、約款に基づき、協議の上、書面を交わしており、適正に事務処理されているものと認められた。

3 契約履行に係る再委託等について

(1) 一括再委託等の禁止

① 受託業者が契約内容に反して、再委託しているものはないか

前回の監査で、再委託について約款等に定める必要な手続きが行われていなかった旨を指摘したアートプロジェクト制作管理等業務を除き、約款等に定める契約内容に基づき適正に処理されているものと認められた。

第4 まとめ

対象とした契約書等の関係書類について、手続き及び契約内容等を確認したところ、前回の業務監査で指摘した事項について改善が図られ、概ね適正に処理されているものと認められた。

②日 時：平成29年5月25日（木） 10:00～12:00
場 所：さいたま市役所 西会議棟 第6会議室
監査人：さいたまトリエンナーレ実行委員会 監事
さいたま市会計管理者 関根文人

(写)

さいたまトリエンナーレ実行委員会
平成28年度監査報告書

平成29年5月25日

さいたまトリエンナーレ実行委員会
会長 清水 勇人 様

監 事 関 根 文 人

さいたまトリエンナーレ実行委員会規約第7条に基づき、下記のとおり実行委員会の会計及び業務監査を実施したので報告します。

記

1 会計監査

平成28年度出納その他の会計事務について、関係書類を監査した結果、収入支出とも適正かつ確実に処理されていることを確認しました。

2 業務監査

平成28年度さいたまトリエンナーレ開催事業に係る契約事務の関係書類について、手続き及び契約内容等を確認した結果、別紙のとおり、適正に処理されていることを確認しました。

注) 個人情報保護の観点から、監事の印影をマスキングしています。

第1 業務監査の対象

平成28年度さいたまトリエンナーレ開催事業に係る契約事務について

第2 業務監査の方法

監査に当たっては、監査に付された平成28年度さいたまトリエンナーレ開催事業に係る契約事務が関係法令に準拠して契約されているか及び関係法令に沿って適正かつ効率的に履行されているかに主眼を置き、契約書等を参考とするとともに、実行委員会事務局職員から説明を聴取し、その適否について監査した。

第3 業務監査の結果

1 契約事務について

(1) 契約手続き

① 事務局規程及び市の財務に関する規程等の遵守

実行委員会規約に基づき、事務局の組織及び運営に関し、「事務局規程」が定められている。職員、職務、服務、専決事項、文書処理、財務会計などは、さいたま市の規程等の例により概ね適正に処理されていた。

業者選定、契約審査委員会、執行伺、契約伺等契約手続き・手順は、事務局規程等に基づき概ね適正に事務処理されているものと認められた。

② 業者選定及び契約審査手続き

業者選定及び契約審査については、それぞれ設置要綱に基づき、事務局長が委員長となり選定及び審査が行われ概ね適正に処理されているものと認められた。

(2) 業者の選定方法

① 随意契約

業務の性質上、選定した業者以外の第三者に請負させることが困難であり、ほかに遂行できる団体はないことなどの理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に準じて随意契約としており、問題は無いものと認められた。

② 公募型企画提案方式

事務局規程及びさいたま市の例により、事業者選定委員会において審査を行った結果、基準点以上の得点を得て、最優秀提案事業者とされた業者と契約締結しており、問題は無いものと認められた。

(3) 受託者との意思疎通

① 受託業者への委託業務内容の周知

前回の監査で説明が不十分であったと指摘した一部の業務委託契約を除き、仕様書等の記載内容について概ね適正に周知されており、問題は無いものと認められた。

2 契約の履行状況について

(1) 契約書、契約約款及び仕様書等の内容の遵守

① 契約書内容等の履行状況を確認する体制

履行中の委託業務の内容の調査等については、約款に定められているところであり、調査の実施については、委託者と受託者による日々の打合せ等の中で行われているものと認められた。

(2) 委託業務と事務局職員の業務範囲

① 委託している範囲で職員が行っていた業務はないか

前回の監査で委託者と受託者の業務範囲が明瞭でないと指摘した一部の業務を除き、時間外勤務命令書に記載された用務内容にも問題は認められず、概ね適正に委託業務の範囲が定められているものと確認された。

② 職員の時間外勤務に対する管理

市議会からの指摘を受けて職員数を増加するとともに、職員の時間外勤務を午後8時までとした10月以降については、職員の時間外勤務時間については改善が図られ、適正に管理されているものと認められた。

③ 書面による協議等

業務委託契約において、契約内容を変更した事例があったが、約款に基づき、協議の上、書面を交わしており、適正に事務処理されているものと認められた。

3 契約履行に係る再委託等について

(1) 一括再委託等の禁止

① 受託業者が契約内容に反して、再委託しているものはないか

前回の監査で、再委託について約款等に定める必要な手続きが行われていなかった旨を指摘したアートプロジェクト制作管理等業務を除き、約款等に定める契約内容に基づき適正に処理されているものと認められた。

第4 まとめ

対象とした契約書等の関係書類について、手続き及び契約内容等を確認したところ、前回の業務監査で指摘した事項について改善が図られ、概ね適正に処理されているものと認められた。

さいたまトリエンナーレ実行委員会の解散等について

さいたまトリエンナーレ実行委員会の目的が達成されたことから、規約第21条に基づき本実行委員会を平成29年7月26日をもって解散することとし、規約第22条に基づき、さいたまトリエンナーレ実行委員会の残余財産はさいたま市に帰属する。さいたまトリエンナーレ実行委員会規約を廃止する規約については以下のとおりとする。

このことについて承認を求めます。

さいたまトリエンナーレ実行委員会規約を廃止する規約（案）

さいたまトリエンナーレ実行委員会規約（平成27年3月13日施行。ただし、第6条第3項、第18条、別表1及び別表2の改正規定は、平成27年4月1日から施行。）を廃止する。

附則

（施行期日）

この規約は、平成29年7月26日から施行する。